

京都市水垂排水機場他 産業廃棄物他収集・運搬及び処分業務委託

1 総則

- (1) 本業務は、京都市契約事務規則及び関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき履行すること。
- (2) 本業務の受注者と京都市環境政策局適正処理施設部施設整備課（以下「発注者」という。）は関係法令に基づく委託契約書を締結する。

2 業務内容

本業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）及び労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令に従い、発注者が指定する産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行うものである。

3 排出場所

京都市水垂排水機場（京都市伏見区淀水垂町地内）

京都市水垂排水処理施設（京都市伏見区淀水垂町地内）

4 契約期間

契約の日から令和8年3月16日まで

5 作業時間

土曜日、日曜日、国民の休日を除く日の9時から15時30分までの間とし、発注者と協議により決定する。

6 委託契約書の作成

受注者は、受注者の負担において、廃棄物処理法に基づく委託契約書を用意すること。また、本委託契約書を交わす際、産業廃棄物の収集運搬業許可証及び処理業許可証の写しを添付すること。

7 業務要領

- (1) 上記3の排出場所から収集・運搬車両等への廃棄物の搬出及び積込作業は、受注者において行うこと。
- (2) 排出作業終了時に、残置物の排出漏れの有無について発注者に確認を受けること。
- (3) 本業務に必要な車両、機材等はすべて受注者において用意すること。
- (4) 受注者は、産業廃棄物処分業許可証に記載の処分方法に基づき適正に処分を行うこと。

- 8 委託する産業廃棄物の種類及び数量等の適正処理に必要な情報
別紙1のとおり。
- 9 履行確認
- (1) 産業廃棄物の収集運搬及び処分
- ア 受注者は、受注者の負担において産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を用意し、収集運搬業務の作業前に発注者に提出すること。発注者は、受注者から提出されたマニフェストに必要事項を記載し、産業廃棄物の引渡し時に、受注者にマニフェストを交付する。受注者は、交付されたマニフェストに必要事項を記入の上、A票を発注者に提出すること。
- イ 受注者は、収集運搬業務完了後、B2票を速やかに発注者まで提出すること。
- ウ 受注者は、処分業務完了後、D票、E票を速やかに発注者に提出すること。
- エ 受注者は、すべての業務の完了後に、作業完了届を発注者に提出すること。
- (2) 家電リサイクル法に係る廃棄物の適正処理
- ア 家電リサイクル券④排出者控えを発注者に提出すること。
- 10 報告・提出書類
- 受注者は、本業務の履行確認後に、請求書及び完了届を発注者に提出すること。
- 11 損害賠償責任
- 本業務の履行に伴う損害、事故及び負傷等に関して、発注者は一切の責任を負わない。
- 12 再委託の禁止
- 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。
- 13 権利・義務の譲渡の禁止
- 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- 14 経費負担
- 本業務の履行に伴う費用は、すべて受注者の負担とする。
- 15 守秘義務
- 受注者は、本業務の履行に伴い知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

16 留意事項

(1) 産業廃棄物の保管場所の確認等

事前に発注者担当職員と調整のうえ、担当職員立会いのもと保管中の産業廃棄物の現地確認を見積書の提出要件とし、現地確認の日程は、土曜日、日曜日、国民の休日を除く、令和8年2月2日（月）から令和8年2月4日（水）までの間に行うものとする。

なお、担当職員立会いによる産業廃棄物の現地確認をせずに作成・提出された見積書は無効とする。

(2) 見積金額について

見積金額については、家電リサイクル券の購入費用、マニフェスト伝票の作成代金等、今回の委託業務に係る一切の経費を計上すること。なお、見積書は別紙2の様式を使用すること。

(3) 疑義等について

本仕様書に定める事項に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定めがないものの本業務の履行上本業務内で対応すべき事項が明らかとなった場合等は、発注者と受注者にて協議のうえ対応方法を決定する。